

# 四半期報告書

(第64期第1四半期)

日本八ム株式会社

E 0 0 3 3 4



---

# 四 半 期 報 告 書

---

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

**日 本 ハ ム 株 式 会 社**

# 目 次

	頁
【表紙】 .....	1
第一部 【企業情報】 .....	2
第1 【企業の概況】 .....	2
1 【主要な経営指標等の推移】 .....	2
2 【事業の内容】 .....	3
3 【関係会社の状況】 .....	3
4 【従業員の状況】 .....	3
第2 【事業の状況】 .....	4
1 【生産、受注及び販売の状況】 .....	4
2 【経営上の重要な契約等】 .....	4
3 【財政状態及び経営成績の分析】 .....	4
第3 【設備の状況】 .....	8
第4 【提出会社の状況】 .....	9
1 【株式等の状況】 .....	9
2 【株価の推移】 .....	14
3 【役員の状況】 .....	14
第5 【経理の状況】 .....	15
1 【四半期連結財務諸表】 .....	16
2 【その他】 .....	28
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】 .....	29

四半期レビュー報告書

確認書

## 【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成20年8月12日

【四半期会計期間】 第64期第1四半期（自平成20年4月1日 至平成20年6月30日）

【会社名】 日本ハム株式会社

【英訳名】 NIPPON MEAT PACKERS, INC.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 小林 浩

【本店の所在の場所】 大阪市中央区南本町三丁目6番14号

【電話番号】 大阪(06) 6282局3046番

【事務連絡者氏名】 経理財務部長 畑 佳 秀

【最寄りの連絡場所】 東京都品川区大崎二丁目1番1号

【電話番号】 東京(03) 6748局8051番

【事務連絡者氏名】 経営企画部長 川 村 浩 二

【縦覧に供する場所】 日本ハム株式会社東京支社  
(東京都品川区大崎二丁目1番1号)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)  
株式会社大阪証券取引所  
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第64期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第63期
会計期間	自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日	自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日
売上高 (百万円)	266,820	1,032,291
税金等調整前四半期 (当期)純利益 (百万円)	11,852	4,923
四半期(当期)純利益 (百万円)	7,511	1,555
純資産額 (百万円)	293,569	287,457
総資産額 (百万円)	643,568	608,809
1株当たり純資産額 (円)	1,286.56	1,259.74
1株当たり四半期 (当期)純利益 (円)	32.92	6.81
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益 (円)	32.86	6.80
自己資本比率 (%)	45.6	47.2
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	14,870	29,109
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△ 2,716	△ 26,793
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	4,140	7,451
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)	60,543	44,249
従業員数 (名)	15,341	14,959

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3 当社の四半期連結財務諸表及び連結財務諸表は、米国で一般に公正妥当と認められた会計基準により作成されており、上記連結経営指標等は、同会計基準に基づき算出しております。なお、連結経営指標等の「1株当たり当期純利益金額」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額」については、財務会計基準審議会基準書第128号に基づき、「基本的1株当たり純利益金額」及び「希薄化後1株当たり純利益金額」を記載しております。

4 第63期の税金等調整前当期純利益及び当期純利益の大幅な減少は、子会社への転籍に伴う特別退職金、固定資産の減損損失及び為替差損などの費用を計上したことによるものであります。

## 2 【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

## 3 【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

## 4 【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

平成20年6月30日現在

従業員数(名)	15,341 (13,721)
---------	-----------------

(注) 従業員数は就業人員数(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、臨時従業員数は( )内に当第1四半期連結会計期間の平均雇用人員を外数で記載しております。なお、臨時従業員数には、パートナー社員、定時従業員、準社員及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。

### (2) 提出会社の状況

平成20年6月30日現在

従業員数(名)	2,154 (2,342)
---------	---------------

(注) 従業員数は就業人員数(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時従業員数は( )内に当第1四半期会計期間の平均雇用人員を外数で記載しております。なお、臨時従業員数には、パートナー社員、定時従業員及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【生産、受注及び販売の状況】

#### (1) 生産実績

当第1四半期連結会計期間における生産実績は、次のとおりであります。

区分	金額(百万円)
ハム・ソーセージ	21,215
加工食品	30,817

(注) 1 主に加工事業本部の生産実績であります。当社グループでは、生産飼育から処理・加工・販売までのすべてを一貫して行っており、その生産・販売品目も主として食肉に関連した広範囲かつ多種多様なものとなっております。また、同種の品目についても容量、形態、包装等も一様でなく、食肉等については、販売用とハム・ソーセージ、加工食品などの原料用にも使用されており食肉等の生産実績を金額あるいは数量で示すことが困難であります。

2 金額は、製造原価ベースによっております。

3 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

#### (2) 受注状況

受注生産は行っておりません。

#### (3) 販売実績

販売実績につきましては、「3 財政状態及び経営成績の分析」において記載しております。

### 2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 3 【財政状態及び経営成績の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社及び当社の関係会社）が判断したものであります。

#### (1) 業績の状況

当第1四半期連結会計期間におけるわが国経済は、米国経済の景気後退の影響を受けて輸出が減速する中、急激な原油高や原材料価格の高騰に伴う物価上昇が消費者心理に影響を与え、個人消費が伸び悩むなど厳しい局面となりました。

当業界におきましても、国際的な食料の需要増大や飼料高に起因する原料価格の高騰、原油高による燃料費、資材費の上昇もあり、依然として厳しい経営環境が続いております。

このような中、当社グループは新中期経営計画パートⅡに掲げた「弛まぬ変革・挑戦による企業価値向上」を果たすべく、様々な経営課題に取り組んでまいりました。コスト競争力を強化するために生産拠点や営業体制の再編を推し進める一方、昨年9月に続いて本年6月に加工食品の一部を価格改定いたしました。また、消費者の食への安全・安心に対する関心が高まる中、品質向上活動の一層の推進と共に、環境問題への対応などにも積極的に取り組みました。

以上の結果、当第1四半期連結会計期間の売上高は266,820百万円となりました。利益につきましては、豚肉や鶏肉など食肉の販売が好調に推移したことにより、営業利益は9,741百万円、税金等調整前四半期純利益は11,852百万円、四半期純利益は7,511百万円となりました。

(注) 営業利益は日本の会計慣行に従い、売上高から売上原価、販売費及び一般管理費を控除して算出しております。



オペレーティング・セグメントの業績は次のとおりです。

① 加工事業本部

ハム・ソーセージ部門は「シャウエッセン」やリニューアル後好調に推移している「森の薫り」ウインナーなど主力ブランドを中心に販売促進を図るとともに、中元商戦や高付加価値商品の開発にも積極的に取り組みました。また、原材料価格の高騰に対しましては、生産ラインの集約や商品アイテムの統合を図り、高生産性ラインの開発・導入に注力しました。

加工食品部門は中国産餃子問題の余波を受けて苦戦するカテゴリーがある中、ピザ・ベーカリー類の「石窯工房」群を中心に売上げを伸長させました。経路別では量販店のデリカ部門は国産品回帰の追い風もあり売上げは伸長しました。また、生産拠点や生産ラインの集約、商品アイテムの統合を積極的に行いましたが、原材料価格の高騰が続いていることもあり、小麦粉を使用した商品および鶏肉加工品の一部については価格改定に取り組みました。

以上の結果、加工事業本部の売上高は77,300百万円、営業利益は842百万円となりました。

② 食肉事業本部

食肉事業本部は、自社グループ農場から全国の販売会社までの一貫供給体制であるインテグレーション・システムの強みを活かし、売上数量の拡大に取り組みました。国際的な食料需要の増大や消費者の内食志向、国産志向を背景にした相場高による単価の上昇も加わり、鶏肉を中心に大きく売上げを伸長させました。

利益につきましては、川上分野のファーム部門は生産性向上と効率化によるコストの削減、川中分野の卸売り部門は社外仕入の拡充、川下分野の販売部門は量販店など重点顧客に対するプレゼンテーションやメニュー提案による拡販を図るなど、機能の明確化と全畜種を扱う総合力を発揮したことにより大幅な増益となりました。

以上の結果、食肉事業本部の売上高は184,888百万円、営業利益は8,422百万円となりました。

③ 関連企業本部

水産部門は、主力商品である寿司種や国内産地鮮魚は量販店、寿司店を中心に拡販しました。しかしながら、相場高騰により出荷減となった「マグロ」や消費者の中国産離れによる影響を受けた「ウナギ」の取扱いは減り、売上高は減少しました。利益は価格改定や円高による一部仕入れコストの低減もあり、改善しました。

乳製品部門は、ヨーグルト、乳酸菌飲料につきましては、顧客ニーズを捉えた「脂肪0%」シリーズが好調に推移しましたが、原材料価格の高騰に対応して既存品の販売条件の見直しを実施したことにより売上げは伸び悩みました。チーズにつきましては、新商品の開発や新規得意先の開拓、価格改定が順調に推移し、売上げ、利益とも好調でした。

以上の結果、関連企業本部の売上高は32,222百万円、営業利益は307百万円となりました。

(2) 財政状態

当第1四半期連結会計期間末の総資産は、前期末に比べ現金及び現金同等物が16,294百万円、棚卸資産が11,786百万円それぞれ増加したことなどにより前期末比5.7%増の643,568百万円となりました。負債については、前期末に比べ支払手形及び買掛金が15,074百万円、短期借入金12,479百万円それぞれ増加したことなどにより、前期末比9.0%増の347,942百万円となりました。なお有利子負債は、前期末から10,588百万円増加し194,127百万円となりました。

株主資本は、前期末比2.1%増の293,569百万円となり、株主資本比率は総資産が増加したことから前期末比1.6ポイント低下し、45.6%となりました。

### (3) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物残高は、前期末に比べ16,294百万円増加し60,543百万円となりました。

各キャッシュ・フローの状況は、次の通りです。

営業活動によるキャッシュ・フローは、棚卸資産や受取手形及び売掛金の増加などはありましたが、四半期純利益、支払手形及び買掛金の増加などにより、14,870百万円の純キャッシュ増となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、定期預金の減少はありましたが、固定資産の取得などにより2,716百万円の純キャッシュ減となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、現金配当や長期債務の返済はありましたが、短期借入金の増加などにより4,140百万円の純キャッシュ増となりました。

### (4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第127条各号に掲げる事項）は次のとおりであります。

#### ①基本方針の内容

当社の株式は譲渡自由が原則であり、株式市場を通じて多数の投資家の皆様により、自由で活発な取引をしていただいております。よって、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方についても、当社株式の自由な取引により決定されることを基本としております。したがって、当社の財務及び事業の方針の決定を支配することが可能な量の株式を取得する買付提案等があった場合は、賛同されるか否かの判断についても、最終的には株主の皆様の自由な意思に依拠すべきであると考えます。

一方、当社は、顧客の皆様やお得意先様に対し安全で安心な商品を安定的に供給し豊かな食生活の実現を通じて社会に貢献していきたいと考えており、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、様々なステークホルダーとの信頼関係を維持し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させる者でなければならないと考えております。したがって、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付行為又はこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないと考えます。

#### ②当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組みに関する具体的内容

当社では、多数の投資家の皆様に長期的に継続して当社に投資していただくため、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための取組みとして、以下の施策を実施しております。これらの取組みは、上記の基本方針の実現に資するものと考えております。

「新中期経営計画パートⅡ」による企業価値向上の取組み

当社は、「日本国内の少子高齢化」、「グローバル競争の激化」、「流通構造の変化」、「世界的な需要拡大による原料価格の上昇」、「原油高によるエネルギーや資材のコスト高」、「エタノール生産拡大等の影響による飼料高」など今後も経営を取り巻く環境は厳しく、その変化も急激であると認識しております。この厳しい経営環境にあつて、当社は、平成18年4月に「弛まぬ変革・挑戦による企業価値向上」をテーマに掲げた「新中期経営計画パートⅡ」（平成18年度～平成20年度）を策定し、企業価値向上の取組みを行ってまいりました。当社は、「新中期経営計画パートⅡ」について、事業の発展、拡大と経営の質的向上に注力していく時期と位置づけ「品質No.1経営の推進」、「グループ経営の質的向上と事業の積極的拡大」、「CSRの推進とブランド価値向上」の三つの経営方針を中心に具体的な施策を進めております。

③基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みに関する具体的内容

当社は、当社取締役会の事前の賛同を得ない特定の株主グループによる当社株式の保有割合が20%以上となる当社株式の大規模買付行為への対応方針として、新株予約権を利用した事前警告型買収防衛策（以下、「本プラン」といいます。）を平成20年5月16日開催の当社取締役会で決議し、平成20年6月26日開催の定時株主総会においてご承認いただき導入いたしました。本プランの有効期限は平成21年6月開催予定の第64回定時株主総会終結の時までとなっておりますが、それ以降も、定時株主総会において本プランの継続又は修正に関して株主の皆様のご意思を確認させていただきます。

本プランは、将来当社や当社のステークホルダーの利益を害する濫用的な買収が行われた場合には、当社に対抗措置として全株主の皆様に対して一部取得条項付新株予約権を交付し、当該濫用的買収者とその一定範囲の関係者以外の株主の皆様が新株予約権を行使又は会社による取得により、極めて低い価額又は無償で当社普通株式を取得できるようにする仕組みであります。

本プランは、合理的な範囲で利用されるよう、以下の仕組みを備えております。

- a. 本プランの継続又は修正に関して定時株主総会における普通決議による承認を効力発生条件とする仕組み
- b. 本プランの有効期限を翌定時株主総会終結の時までとし、再度定時株主総会にて株主の皆様のご意思を確認させていただくという1年間のサンセット条項の設定
- c. 当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外有識者により構成される企業価値評価委員会が、大規模買付者、大規模買付提案の内容について検討を行い、本プランに定める対抗措置の発動の必要性の有無等について取締役会に勧告し、取締役会はその勧告を最大限尊重する仕組み
- d. 対抗措置の発動・不発動の判断のための客観的かつ合理的な要件の設定
- e. 取締役会に対する勧告の検討に際し、企業価値評価委員会による第三者専門家の意見の取得を可能とする仕組み

(5) 研究開発活動

当第1四半期連結会計期間における当社グループ全体の研究開発費は、541百万円です。

なお、当第1四半期連結会計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

### 第3 【設備の状況】

#### (1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

#### (2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

なお、当第1四半期連結会計期間において完了したものは次の通りです。

(単位：百万円)

オペレーティング・セグメントの名称	金額	設備の主な内容・目的
加工事業本部	1,209	ハム・ソーセージ及び加工食品の生産設備及び営業設備などの増設及び更新
食肉事業本部	2,017	生産飼育設備、処理・加工設備及び営業設備の増設・更新及び充実
関連企業本部	911	水産物及び乳製品の生産設備及び営業設備の充実
小計	4,137	
消去調整他	568	
合計	4,705	

(注) 1 金額には消費税等は含んでおりません。

2 各セグメントの概要は、次の通りです。

#### 加工事業本部について

当社では、ハム・ソーセージ及び加工食品の生産設備及び営業設備の増設・更新などに494百万円の設備投資を実施しました。

連結子会社では、日本ハム食品㈱を中心にハム・ソーセージ及び加工食品の生産設備及び営業設備の増設・更新などに715百万円の設備投資を実施しました。

#### 食肉事業本部について

当社では、営業設備の更新・充実などに226百万円の設備投資を実施しました。

連結子会社では、日本ホワイトファーム㈱、インターファーム㈱、Texas Farm, LLCなどの生産飼育設備の更新・充実などに731百万円、東日本フード㈱などの営業設備の充実に762百万円、Oakey Abattoir Pty. Ltd. などの処理・加工設備の更新に162百万円など合計1,791百万円の設備投資を実施しました。

#### 関連企業本部について

マリンフーズ㈱、日本ルナ㈱などを中心に水産物及び乳製品の生産設備・営業設備の充実などに911百万円の設備投資を実施しました。

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### ① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	570,000,000
計	570,000,000

##### ② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成20年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成20年8月12日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	228,445,350	228,445,350	東京証券取引所 (市場第一部) 大阪証券取引所 (市場第一部) ルクセンブルク 証券取引所(CDR)	—
計	228,445,350	228,445,350	—	—

## (2) 【新株予約権等の状況】

当社は、旧商法の規定に基づき新株予約権を発行しております。

株主総会の決議日（平成16年6月25日）	
	第1四半期会計期間末現在 （平成20年6月30日）
新株予約権の数（個）	102
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	102,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成16年7月13日～平成36年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1円 資本組入 1円
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者は、当社の役員等のいずれの地位をも喪失した日の1年後の日の翌日から新株予約権を行使できるものとする。その他の条件は、取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けたものとの間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、担保権の設定、遺贈その他の処分の禁止。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

株主総会の決議日（平成17年6月28日）	
	第1四半期会計期間末現在 （平成20年6月30日）
新株予約権の数（個）	99
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	99,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成17年7月12日～平成37年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1円 資本組入 1円
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者は、当社の役員等のいずれの地位をも喪失した日の1年後の日の翌日から新株予約権を行使できるものとする。その他の条件は、取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けたものとの間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、担保権の設定、遺贈その他の処分の禁止。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

当社は、会社法の規定に基づき新株予約権を発行しております。

株主総会の決議日（平成18年6月28日）	
第1四半期会計期間末現在 （平成20年6月30日）	
新株予約権の数（個）	121
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	121,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成18年8月9日～平成38年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1円 資本組入 1円
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、当社及び関係会社（当社の出資比率が20%以上の会社をいう。）の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の1年後の翌日から4年を経過する日までの間に限り新株予約権を行使できるものとする。その他の条件は、取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けたものとの間で締結する「新株予約権（株式報酬型ストックオプション）割当契約書」で定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、担保権の設定、遺贈その他の処分の禁止。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）

（注）当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

⑤新株予約権を行使することができる期間

上記に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。

⑦譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

株主総会の決議日（平成19年6月27日）	
	第1四半期会計期間末現在 （平成20年6月30日）
新株予約権の数（個）	98
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	98,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成19年7月27日～平成39年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1円 資本組入 1円
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、当社及び関係会社（当社の出資比率が20%以上の会社をいう。）の取締役、監査役及び執行役員（いずれの地位をも喪失した日の1年後の翌日から4年を経過する日までの間に限り新株予約権を行使できるものとする。その他の条件は、取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けたものとの間で締結する「新株予約権（株式報酬型ストックオプション）割当契約書」で定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、担保権の設定、遺贈その他の処分の禁止。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）

（注）当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

⑤新株予約権を行使することができる期間

上記に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。

⑦譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。



(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成20年4月1日～ 平成20年6月30日	—	228,445,350	—	24,166	—	43,084

(5) 【大株主の状況】

当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(注) 平成20年6月20日付(報告義務発生日平成20年6月13日)でモルガン・スタンレー証券株式会社から大量保有報告書が関東財務局に提出されておりますが、当社として当第1四半期会計期間末の実質所有株式数の確認ができておりません。

なお、大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

大量保有者名	保有株式数(千株)	株式保有割合(%)
モルガン・スタンレー証券株式会社	234	0.10
モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インコーポレーテッド	6,214	2.72
モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インターナショナル・ピーエルシー	1,008	0.44
モルガン・スタンレー・セキュリティーズ・リミテッド	550	0.24
エムエスディーダブリュ・エクイティ・ファイナンス・サービセズ I (ケイマン)・リミテッド	—	—
モルガン・スタンレー・キャピタル(ルクセンブルグ) エス・エー	285	0.12
エムエス・エクイティ・ファイナンス・サービセズ(ルクス) エス・アー・エール・エル	—	—
モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社	1,917	0.84
モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インク	1,535	0.67

## (6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」につきましては、実質株主が把握できず、記載することができませんので、直前の基準日である平成20年3月31日現在で記載しております。

### ① 【発行済株式】

平成20年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 257,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 227,495,000	227,495	—
単元未満株式	普通株式 693,350	—	—
発行済株式総数	228,445,350	—	—
総株主の議決権	—	227,495	—

(注) 「単元未満株式」の欄には、当社所有の自己株式1株及び、証券保管振替機構名義の株式が200株が含まれております。

### ② 【自己株式等】

平成20年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 日本ハム株式会社	大阪市中央区南本町 三丁目6番14号	257,000	—	257,000	0.11
計	—	257,000	—	257,000	0.11

(注) 当第1四半期会計期間末日(平成20年6月30日)現在の当社所有自己株式数は、「完全議決権株式」が263,000株、「単元未満株式」が964株であります。

## 2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年4月	5月	6月
最高(円)	1,523	1,425	1,505
最低(円)	1,312	1,241	1,353

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものです。

## 3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

## 第5 【経理の状況】

### 1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）附則第4条により、米国において一般に公正妥当と認められた会計基準による用語、様式及び作成方法（以下、「米国会計基準」という。）に基づいて作成しております。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、監査法人トーマツにより四半期レビューを受けております。

# 1 【四半期連結財務諸表】

## (1) 【四半期連結貸借対照表】

		当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末に係る 連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
区分	注記番号	金額(百万円)	金額(百万円)
(資産の部)			
流動資産			
現金及び現金同等物		60,543	44,249
定期預金		14,112	16,289
有価証券	(注記⑤)	95	388
受取手形及び売掛金		115,394	110,084
貸倒引当金		△ 520	△ 457
棚卸資産	(注記④)	124,004	112,218
繰延税金		5,986	8,566
その他の流動資産		19,078	13,389
流動資産合計		338,692	304,726
投資及び長期債権			
関連会社に対する投資及び貸付金		2,258	2,220
その他の投資有価証券	(注記⑤)	19,556	18,672
保証金及びその他の投資		10,709	10,830
投資及び長期債権合計		32,523	31,722
有形固定資産—減価償却累計額控除後	(注記⑦)	245,752	246,874
長期繰延税金		12,691	12,954
その他の資産	(注記⑥)	13,910	12,533
資産合計		643,568	608,809

「四半期連結財務諸表に対する注記」参照

		当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末に係る 連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
区分	注記番号	金額(百万円)	金額(百万円)
(負債及び資本の部)			
流動負債			
短期借入金		68,906	56,427
一年以内に期限の到来する長期債務	(注記⑦)	17,450	18,540
支払手形及び買掛金		102,370	87,296
未払法人税等		1,475	1,983
繰延税金		1,252	579
未払費用		19,885	15,460
その他の流動負債		10,117	11,242
流動負債合計		221,455	191,527
退職金及び年金債務	(注記⑧)	13,897	14,299
長期債務(一年以内期限到来分を除く)	(注記⑦)	110,054	110,940
長期繰延税金		2,536	2,471
少数株主持分		2,057	2,115
契約残高及び偶発債務	(注記⑭)		
資本			
資本金		24,166	24,166
授權株式数	570,000,000株		
発行済株式数			
前連結会計年度末	228,445,350株		
四半期末	228,445,350株		
資本剰余金		50,984	50,944
利益剰余金			
利益準備金		7,020	6,903
その他の利益剰余金	(注記⑩)	212,673	208,930
その他の包括損失累計額	(注記⑩)	△ 951	△ 3,173
自己株式		△ 323	△ 313
前連結会計年度末	257,001株		
四半期末	263,964株		
資本合計		293,569	287,457
負債及び資本合計		643,568	608,809

「四半期連結財務諸表に対する注記」参照

## (2) 【四半期連結損益計算書】

## 【第1四半期連結累計期間】

		当第1四半期連結累計期間 (平成20年4月1日 ～平成20年6月30日)
区分	注記番号	金額(百万円)
収益		
売上高		266,820
その他	(注記⑫)	3,362
収益合計		270,182
原価及び費用		
売上原価		215,290
販売費及び一般管理費		41,789
支払利息		683
その他		568
原価及び費用合計		258,330
税金等調整前四半期純利益		11,852
法人税等		4,343
持分法による投資利益前四半期純利益		7,509
持分法による投資利益(法人税等控除後)		2
四半期純利益		7,511

1株当たり金額	(注記⑬)	
四半期純利益		
基本的		32.92円
希薄化後		32.86円

「四半期連結財務諸表に対する注記」参照

## (3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

		当第1四半期連結累計期間 (平成20年4月1日 ～平成20年6月30日)
区分	注記 番号	金額(百万円)
営業活動によるキャッシュ・フロー：		
四半期純利益		7,511
調整項目：		
減価償却費		6,034
繰延税金		3,272
受取手形及び売掛金の増		△ 4,825
棚卸資産の増		△ 12,148
その他の流動資産の増		△ 3,254
支払手形及び買掛金の増		14,729
未払法人税等の減		△ 497
未払費用及びその他の流動負債の増		4,339
その他—純額		△ 291
営業活動による純キャッシュ増		14,870
投資活動によるキャッシュ・フロー：		
固定資産の取得		△ 4,850
固定資産の売却		305
定期預金の減		2,196
有価証券及びその他の投資有価証券の取得		△ 231
有価証券及びその他の投資有価証券の売却		310
保証金及びその他の投資の増		△ 373
その他—純額		△ 73
投資活動による純キャッシュ減		△ 2,716
財務活動によるキャッシュ・フロー：		
現金配当		△ 3,658
短期借入金の増		10,802
長期債務の借入		2
長期債務の返済		△ 2,996
その他—純額		△ 10
財務活動による純キャッシュ増		4,140
純キャッシュ増		16,294
期首現金及び現金同等物残高		44,249
四半期末現金及び現金同等物残高		60,543
補足情報：		
四半期キャッシュ支払額		
支払利息		722
法人税等		1,817
キャピタルリース債務発生額		507

「四半期連結財務諸表に対する注記」参照

(4) 【四半期連結財務諸表の作成方法等について】

当四半期連結財務諸表は、米国会計基準に基づいて作成しています。米国会計基準は、「会計研究公報」(Accounting Research Bulletins)、「会計原則審議会意見書」(Opinions of the Accounting Principles Board)及び「財務会計基準審議会基準書」(以下、「基準書」という)(Statements of Financial Accounting Standards Board)等からなっています。さらに米国証券取引委員会(SEC)の財務諸表規則(Regulation S-X)の規定も斟酌しています。

当社はヨーロッパでの時価発行による公募増資を行なうため、ルクセンブルグ証券取引所において昭和51年12月17日に預託証券形式の普通株式を発行しました。上場の際に預託契約により、米国会計基準に基づく連結財務諸表を作成・開示していたことを事由として、昭和53年6月2日に「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則取扱要領」第86条に基づく承認申請書を大蔵大臣へ提出し、同年6月6日付蔵証第853号により承認を受けました。その後も継続して米国会計基準に基づく連結財務諸表を作成・開示しています。なお、当社は米国証券取引委員会に登録していません。

当社が採用している会計処理の原則及び手続並びに表示方法のうち、わが国の四半期連結財務諸表規則に準拠した場合と異なるもので、重要なものは以下のとおりです。

(イ)株式交付費

株式交付費は、わが国では費用に計上されますが、当四半期連結財務諸表では、費用計上されることなく資本剰余金から控除して表示しています。

(ロ)新株予約権付社債

新株予約権付社債の発行手取金のうち新株予約権の価額は、発行時に負債額から控除し、資本剰余金に計上しています。

(ハ)退職給付引当金

基準書第87号「雇用主の年金会計」、基準書第88号「給付建年金制度の清算及び縮小並びに退職給付に関する雇用主の会計」及び基準書第158号「確定給付型年金及びその他の退職後給付制度に関する事業主の会計」の規定に従って計上しています。

(ニ)金融派生商品

金融派生商品の公正価値の変動額は、金融派生商品の使用目的に応じて四半期純損益またはその他の包括損益として認識されます。すなわち、未認識確定契約及び認識済債権債務の公正価値ヘッジとして適格な金融派生商品の公正価値の変動は、当期損益として認識されます。未認識確定契約、認識済債権債務及び予定取引のキャッシュフローヘッジとして適格な金融派生商品の公正価値の変動は、その他の包括損益として報告され、当該金額は、ヘッジ対象物が損益に影響を及ぼす期間と同期間に損益勘定に振替えられます。

(ホ)販売促進費

特定の販売促進費及びリベートは販売費及び一般管理費に計上せず、売上高から控除しています。

(ヘ)企業結合、のれん及びその他の無形固定資産

企業結合については、基準書第141号「企業結合」に従って、パーチェス法により処理しています。のれんや耐用年数が不確定な無形固定資産については、基準書第142号「のれん及びその他の無形固定資産の会計処理」に基づき、償却を行わず、減損の判定を行っています。

(ト)有価証券の交換取引の会計処理

関係会社以外の投資先の合併等により、金銭の発生を伴わない交換損益が発生した場合には、緊急問題専門委員会基準書第91-05号「原価法で評価される投資の非貨幣性交換取引」に基づき、損益を認識しています。



(チ)連結損益計算書

わが国の損益計算書は、売上総利益、営業利益及び経常利益を段階的に求める方式（マルチプル・ステップ方式）によっていますが、米国では、収益合計から原価及び費用合計を控除する方式（シングル・ステップ方式）も認められています。当四半期連結損益計算書はシングル・ステップ方式により表示しています。

(リ)包括利益

基準書第130号「包括利益に関する報告」に基づき、四半期純利益、売却可能有価証券未実現評価損益の変動、デリバティブ未実現評価損益の変動、年金債務調整勘定の変動及び外貨換算調整勘定の変動から構成される四半期包括利益を計算しています。

(ヌ)特別損益

わが国では、固定資産売却損益等は特別損益として表示されますが、当社のそれらの項目は当四半期連結損益計算書上、臨時項目を除き収益の「その他」、原価及び費用の「その他」に含まれています。

(ル)持分法による投資損益

持分法による投資損益は、わが国では営業外損益に記載されますが、当四半期連結損益計算書では、持分法による投資損益前四半期純利益の下に表示しています。

(ロ)少数株主持分

当四半期連結貸借対照表上、少数株主持分は負債の部と資本の部の中間に独立の項目として表示しています。

## 四半期連結財務諸表に対する注記

### ① 四半期連結財務諸表の作成基準

当四半期連結財務諸表は、米国において一般に公正妥当と認められている会計原則に準拠して作成しています。したがって、当四半期連結財務諸表の作成に当たっては、主としてわが国の会計慣行に準拠して作成された会計帳簿に記載された数値に対していくつかの修正を加えています。

米国で一般に公正妥当と認められている会計原則に準拠した財務諸表の作成に当たり、四半期連結会計期間末日現在の資産・負債の金額、偶発的な資産・負債の開示及び報告対象期間の収益・費用の金額に影響を与える様々な見積りや仮定を用いています。実際の結果は、これらの見積りなどと異なる場合があります。

### ② 新会計基準

公正価値の測定－平成18年9月に、財務会計基準審議会は基準書第157号「公正価値の測定」を発行しました。基準書第157号は、公正価値を定義し、公正価値を測定するための枠組みを確立するとともに、公正価値の測定に関する開示を拡大しています。基準書第157号は、平成19年11月15日以降に開始する事業年度から適用されます。平成20年2月に財務会計基準審議会は、職員意見書基準書第157-1号「基準書第13号におけるリースの分類もしくは測定を目的とする、公正価値の測定を規定する基準書第13号及びその他の会計基準への基準書第157号の適用」及び職員意見書基準書第157-2号「基準書第157号の適用日」を発行しました。これらの意見書は特定の非金融資産及び負債に対する基準書第157号の適用日を部分的に一年間延期し、さらに特定のリース取引をその適用範囲から除外しています。連結会社は、当第1四半期連結会計期間より基準書第157号を適用しましたが、基準書第157号適用による当四半期連結財務諸表に与える重要な影響はありません。なお、基準書第157号が求める開示については、記載を省略しています。

確定給付型年金及びその他の退職後給付制度に関する事業主の会計－平成18年9月に、財務会計基準審議会は基準書第158号「確定給付型年金及びその他の退職後給付制度に関する事業主の会計－基準書第87号、第88号、第106号及び第132号改訂版の改訂」を発行しました。基準書第158号は、確定給付型年金及びその他の退職後給付制度（以下、総称して「退職後給付制度」という）の事業主に退職後給付制度の積立状況を連結貸借対照表で認識し、年金資産の公正価値及び予測給付債務を連結会計年度末日現在で測定し、追加の開示をすることを要求しています。連結会社は、当第1四半期連結会計期間より基準書第158号の測定日の変更に関する規定を適用しました。この規定の適用に係る会計処理については、当連結会計年度末に行う予定です。

金融資産及び金融負債の公正価値の選択－平成19年2月に、財務会計基準審議会は基準書第159号「金融資産及び金融負債の公正価値の選択－基準書第115号の改訂を含む」を発行しました。基準書第159号は、特定の選択日において、現在は公正価値で測定することを要求されていない金融商品等を公正価値で測定することの選択を認めています。連結会社は、当第1四半期連結会計期間より基準書第159号を適用しましたが、公正価値による測定を選択しないため、基準書第159号適用による当四半期連結財務諸表に与える影響はありません。

③ 1株当たりの金額

基本的1株当たり純利益は、純利益を発行済株式の加重平均株式数で除して算定しています。

希薄化後1株当たり純利益は、純利益を、ストックオプションの付与による希薄化効果を加味した発行済株式の加重平均株式数で除して算定しています。

基本的及び希薄化後1株当たり純利益に使用した純利益及び株式数は次のとおりです。

項目	当第1四半期連結累計期間 平成20年4月1日 ～平成20年6月30日
純利益(分子)：	
四半期純利益(百万円)	7,511
株式数(分母)：	
基本的1株当たり純利益算定のための 加重平均株式数(千株)	228,184
ストックオプションの付与による希薄化 の影響(千株)	407
希薄化後の1株当たり純利益算定のため の平均株式数(千株)	228,591

④ 棚卸資産

当第1四半期連結会計期間末日現在の棚卸資産の内訳は次のとおりです。

区分	当第1四半期連結会計期間末 平成20年6月30日 (百万円)
製品及び商品	82,265
原材料及び仕掛品	36,050
貯蔵品	5,689
合計	124,004

⑤ 市場性のある有価証券及び投資

当第1四半期連結会計期間末日現在の「有価証券」及び「その他の投資有価証券」に含まれている負債証券及び市場性のある持分証券の取得原価、未実現損益及び公正価値は次のとおりです。

区分	当第1四半期連結会計期間末 平成20年6月30日			
	取得 原価 (百万円)	未実現 利益 (百万円)	未実現 損失 (百万円)	公正 価値 (百万円)
売却可能有価証券				
持分証券	12,949	4,028	△ 334	16,643
負債証券	342	7	△ 3	346
満期保有目的有価証券	210	—	0	210
合計	13,501	4,035	△ 337	17,199

当第1四半期連結会計期間末日現在、売却可能有価証券及び満期保有目的有価証券に区分された負債証券の償還期限は次のとおりです。

区分	取得原価 (百万円)	公正価値 (百万円)
1年以内	—	—
1年超5年以内	280	287
5年超	272	269
合計	552	556

その他の市場性のない関係会社株式以外の投資有価証券は、2,452百万円であり、公正価値の見積りが困難なため取得原価（減損後のものを含む）で表示しています。

⑥ 無形固定資産

当第1四半期連結会計期間末日現在の償却対象となる無形固定資産（当四半期連結貸借対照表上、「その他の資産」に含まれる）の内訳は次のとおりです。

区分	当第1四半期連結会計期間末 平成20年6月30日	
	取得原価 (百万円)	償却累計額 (百万円)
ソフトウェア	10,097	4,400
ソフトウェア仮勘定	2,454	—
その他	886	547
合計	13,437	4,947

当第1四半期連結会計期間末日現在の償却対象外の無形固定資産は軽微です。

当第1四半期連結累計期間の無形固定資産の償却費は、450百万円です。

無形固定資産の加重平均償却期間は約5年です。

平成21年、平成22年、平成23年、平成24年及び平成25年3月31日に終了する各期間の予想償却費は、それぞれ1,993百万円、2,192百万円、1,653百万円、1,327百万円及び999百万円です。

⑦ 短期借入金及び長期債務

当社は、金融機関との間に合計77,000百万円のコミットメントライン契約を締結しており、即時に利用可能です。当第1四半期連結会計期間末日現在の使用残高はありません。

当第1四半期連結会計期間末日現在の担保差入資産の状況は次のとおりです。

担保差入資産	対象債務
有形固定資産(減価償却累計額控除後)(百万円)	長期債務(百万円)
25,363	12,332

⑧ 退職金及び年金制度

退職金及び年金制度に係る期間純年金費用は、次の各項目から構成されています。

項目	当第1四半期連結累計期間 平成20年4月1日 ～平成20年6月30日
勤務費用(百万円)	691
利息費用(百万円)	254
制度資産の期待運用収益(百万円)	△ 160
過去勤務費用の償却額(百万円)	△ 65
数理差異の認識額(百万円)	202
期間純年金費用(百万円)	922

当第1四半期連結累計期間における確定給付年金制度への拠出金及び当連結会計年度において予想される確定給付年金制度への拠出金は、それぞれ648百万円及び2,606百万円です。

⑨ 包括利益

当第1四半期連結累計期間における包括利益は次のとおりです。

項目	当第1四半期連結累計期間 平成20年4月1日 ～平成20年6月30日 (百万円)
四半期純利益	7,511
その他の包括利益 (法人税等控除後かつ再分類による修正後)	
売却可能有価証券未実現評価益	395
デリバティブ未実現評価益	340
年金債務調整勘定	81
外貨換算調整勘定	1,406
四半期包括利益合計	9,733

⑩ その他の包括損失累計額

当第1四半期連結会計期間末日現在のその他の包括損失累計額の内訳は次のとおりです。

科目	当第1四半期連結会計期間末 平成20年6月30日 (百万円)
売却可能有価証券未実現評価益	2,173
デリバティブ未実現評価益	5
年金債務調整勘定	△ 5,475
外貨換算調整勘定	2,346
その他の包括損失累計額合計	△ 951

⑪ 株主資本

当第1四半期連結累計期間における配当支払額に関する情報は次のとおりです。

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成20年5月16日 取締役会	普通株式	3,651	利益剰余金	16	平成20年3月31日	平成20年6月6日

⑫ 為替差損益

当第1四半期純利益の算定に当たり、当第1四半期連結累計期間には2,989百万円の為替差益が含まれています。

⑬ 金融派生商品とヘッジ活動

連結会社は、いくつかの種類通貨による外貨建の輸出入業務を行なっています。外貨建の仕入債務、売上債権、確定契約及び予定取引(主として米ドル)から生ずる為替変動リスクを軽減するために、先物外国為替契約、通貨スワップ契約及び通貨オプション契約を利用しています。

連結会社は、外国通貨ヘッジ取引を行なうための戦略を含むリスク管理方針を文書化しており、先物外国為替契約、通貨スワップ契約及び通貨オプション契約は、これらの目的と戦略及び関連する詳細な規定に基づいて実行されています。

金融派生商品とヘッジ対象物との決定的な条件が同一である場合は、ヘッジされたリスクに関する公正価値又はキャッシュ・フローの変動は、取引開始時及びその後も継続して完全に相殺されると予想されます。ヘッジの有効性の評価から除外されたために損益に計上された金額に重要性はありません。また、ヘッジ会計として適格でない金融派生商品の公正価値の変動は、発生した期の損益として認識しています。

当第1四半期連結会計期間末日現在、先物外国為替契約及び通貨スワップ契約に関わる未実現損失(法人税等控除後)がその他の包括損失累計額に計上されていますが、重要性はありません。当第1四半期連結会計期間末日現在、予定取引に係る将来キャッシュ・フローの変動をヘッジする最長期間は約35ヵ月です。

当社は、主に負債に関連する将来キャッシュ・アウトフローの変動リスクにさらされており、これらのリスクを軽減するために、金利スワップ契約を利用しています。金利スワップ契約は主に変動金利付負債を固定金利負債に変換するために利用しています。金利スワップ契約とヘッジ対象物とのヘッジ関係は高度に有効であり、金利リスクから生ずるキャッシュ・フローの変動を相殺しています。

当第1四半期連結会計期間末日現在、金利スワップ契約に関わる未実現利益(法人税等控除後)がその他の包括利益累計額に計上されていますが、重要性はありません。

連結会社は、畜産物の売価の相場変動リスクを軽減するために、商品先物契約を利用しています。

また、連結会社は、ヘッジ目的以外には金融派生商品を利用しないことをその方針としています。

当第1四半期連結会計期間末日現在、連結会社には重要な与信集中リスクはありません。

⑭ 偶発債務

連結会社は関連会社及び取引先の借入債務について保証を行っています。当第1四半期連結会計期間末日現在における当該保証によって連結会社が潜在的に負う最大支払額は、885百万円となっています。取引先の借入債務の保証には、特定の動産及び不動産が担保として提供されています。

## ⑮ セグメント情報

基準書第131号は、企業のオペレーティング・セグメントに関する情報の開示を規定しています。オペレーティング・セグメントは、企業の最高経営意思決定者が経営資源の配分や業績評価を行うにあたり通常使用しており、財務情報が入手可能な企業の構成単位として定義されています。オペレーティング・セグメントは、主として商品及び提供するサービスの性質に基づき決定されています。

連結会社のオペレーティング・セグメントは、以下の3つの事業グループから構成されています。

加工事業本部－主にハム・ソーセージ、加工食品の製造・販売

食肉事業本部－主に食肉の生産・販売

関連企業本部－主に水産物、乳製品の製造・販売

セグメント間の内部取引における価格は、外部顧客との取引価格に準じています。

当第1四半期連結累計期間(平成20年4月1日～平成20年6月30日)のオペレーティング・セグメント情報は次のとおりです。

	加工事業本部 (百万円)	食肉事業本部 (百万円)	関連企業本部 (百万円)	計 (百万円)	消去調整他 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	73,787	164,438	31,232	269,457	(2,637)	266,820
(2) セグメント間の内部売上高	3,513	20,450	990	24,953	(24,953)	—
計	77,300	184,888	32,222	294,410	(27,590)	266,820
営業費用	76,458	176,466	31,915	284,839	(27,760)	257,079
セグメント利益	842	8,422	307	9,571	170	9,741

(注) 1 「消去調整他」には、配賦不能項目、セグメント間の内部取引消去他が含まれています。

2 全社費用及び特定の子会社の損益は、一部の配賦不能項目を除き、各報告オペレーティング・セグメントに配賦しています。これらの子会社は、各報告オペレーティング・セグメントに含まれる連結会社のために間接的なサービス及び業務支援をおこなっています。

3 セグメント利益は、売上高から売上原価、販売費及び一般管理費を控除して算出しています。

当第1四半期連結累計期間(平成20年4月1日～平成20年6月30日)のセグメント利益の合計額と税金等調整前四半期純利益との調整表は次のとおりです。

項目	金額 (百万円)
セグメント利益の合計額	9,571
支払利息	△ 683
その他の収益及び費用	2,794
消去調整他	170
税金等調整前四半期純利益	11,852

## 2【その他】

該当事項はありません。



## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年8月8日

日本ハム株式会社  
取締役会 御中

## 監査法人 トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	矢 吹 幸 二 印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	新 免 和 久 印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	関 口 浩 一 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日本ハム株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準（四半期連結財務諸表に対する注記①参照）に準拠して、日本ハム株式会社及び連結子会社の平成20年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

**【表紙】**

**【提出書類】** 確認書

**【根拠条文】** 金融商品取引法第24条の4の8第1項

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成20年8月12日

**【会社名】** 日本ハム株式会社

**【英訳名】** NIPPON MEAT PACKERS, INC.

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 小林 浩

**【最高財務責任者の役職氏名】** 該当事項はありません。

**【本店の所在の場所】** 大阪府中央区南本町三丁目6番14号

**【縦覧に供する場所】** 日本ハム株式会社東京支社  
(東京都品川区大崎二丁目1番1号)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)  
株式会社大阪証券取引所  
(大阪府中央区北浜一丁目8番16号)

## 1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長小林浩は、当社の第64期第1四半期(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

## 2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。